

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730730

研究課題名(和文)多文化社会におけるシティズンシップ教育と道德教育：リベラリズム教育哲学の立場から

研究課題名(英文)Citizenship and Moral Education in a Multicultural Society: From a Liberal Point of View

研究代表者

片山 勝茂(KATAYAMA, Katsushige)

東京大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：10450008

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：現代の多文化社会において、市民性教育と道德教育が果たしうる役割と、その限界および留意点を一定程度明らかにすることができた。役割としては、正義とケアの能力の育成や、様々な価値の間で対立が生じた場合に自らのとるべき行動を判断する力の育成、現代の社会の(論争的で)公的な問題に関心を持ち公の場で議論・熟議する能力の育成などについて論じることができた。限界および留意点では、論争的で公的な問題を授業で扱う際に、偏向とインドクトリネーションを避けるため、法的枠組、教師の専門性、生徒自身に偏向を見抜く能力を身につけさせること、教材の問題点の同定に専門家の手助けを求めること、といった対応策が必要であると論じた。

研究成果の概要(英文)：I have explored the possibilities and limits of citizenship and moral education in a multicultural society. The possibilities include: developing a capacity for a sense of justice and a capacity for care; developing a sound judgement about how to act in situations of value conflicts; increasing interest in controversial public issues and cultivating an ability to discuss and deliberate on those issues. The limits of citizenship and moral education require educators to avoid bias and indoctrination. Necessary preventive measures include: a legal framework on the teaching of controversial issues; the professionalism of teachers; equipping pupils with an ability to detect bias; identifying the problematic areas in teaching materials with the help of experts.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学、教育学

キーワード：市民性教育 道德教育 シティズンシップ 正義 ケア 熟議 論争的な問題 偏向

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 1990年代以降、イギリスやアメリカなどの多文化社会において、多様なアイデンティティを持った人々の統合原理としてあらためてシティズンシップ(市民性)が目ざされ、主に政治哲学の分野で研究が進められている。また、イギリスでは2002/03年度から中等教育でシティズンシップ(市民性)教育が必修化され、日本でも2006年度から東京都品川区で市民科学習が実施されるなど、シティズンシップ(市民性)教育の実践も広がっている。

(2) 申請者はリベラリズム教育哲学の立場から、学校選択制の是非を検討する研究や、価値多元化社会における教育目的を検討する研究を行ってきた。リベラリズム教育哲学はまだ欧米でも新しい分野であり、制度論が中心になっている。そこで、リベラリズムの立場からシティズンシップ(市民性)教育と道徳教育についての教育哲学研究を行うことで、リベラリズム教育哲学の射程を広げ、本研究に取り組むことにした。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、リベラリズム教育哲学の立場から、多文化社会においてシティズンシップ(市民性教育)と道徳教育が果たしうる役割と、その限界および留意点を明らかにすることである。

(2) より具体的には、第一に、現代の多文化社会を自由で平等な市民が協力して維持していく上で、どのような資質能力を育成することが必要となるかを明らかにする。特に、正義感やケア、寛容と相互尊重、政治的徳性といった徳について、どのような内実が求められ、どのような教育方法がふさわしいかを解明する。

(3) 第二に、学校においてシティズンシップ(市民性)教育と道徳教育を行うことに対する反対論を検討し、シティズンシップ(市民性)教育と道徳教育の限界と留意点を明らかにする。その際、どのような教育方法が(リベラルで民主的な)多文化社会にはふさわしくなく、避けるべきかを明らかにする。

### 3. 研究の方法

上記の「研究の目的」の(2)と(3)で挙げた研究項目のいずれについても、国内外の資料・文献を幅広く収集し、批判的・哲学的分析を行うことと、国内外の研究者・教育実践者との意見交換を行うこととを主な研究の方法とする。収集する資料・文献の範囲としては、シティズンシップ(市民性)教育および道徳教育の理論と実践に関連するものはもちろん、1990年代以降の政治哲学および倫理学・道徳哲学の資料・文献も視野に入れる。そうすることによって、関連分野・隣接分野

の研究動向を踏まえた形でリベラリズム教育哲学の理論的基盤を構築するように努める。

### 4. 研究成果

(1) 現代の多文化社会において、シティズンシップ(市民性)教育と道徳教育が果たしうる役割と、その限界および留意点を一定程度明らかにすることができた。

(2) より具体的には、第一に、教育における正義とケアのかかわりの基本的構図を明らかにした。まず、原理的なレベルで、教育における正義の概念とケアの概念とのかかわりは、教育のどの領域における、どの問題を取り上げ、どのような判断や主張をするかに応じて異なってくることを、教育哲学者のネル・ノディングズの議論に言及しながら明らかにした。次に、本音で話し合える雰囲気や人間関係をつくるという道徳教育の基本においては、正義の姿勢とケアの姿勢は表裏一体となっており、道徳教育においては正義とケアの両方の能力を育成することや、様々な価値の間で対立が生じた(ように少なくとも見える)場合に、問題の状況に応じてとるべき行動を判断する力を育成する必要があることを明らかにした。そして、多文化社会における正義とケアにかかわる問題として、マイノリティーの文化やアイデンティティをどのように扱うべきかという難しい問題があることを指摘した。その上で、多様な文化やアイデンティティへの理解を深め、寛容と相互尊重の精神を育成するとともに、(ピアスの是非といった)学校における多文化共生の在り方について議論し、合意形成を図っていくことをシティズンシップ(市民性)教育として位置づけることを提案した。さらに、日本文化の中では不道徳な行為をうやむやのままに許すことが多く、それが他者に対する思いやり(ケア)ととらえられるという議論を批判的に検討した。

(3) 第二に、学校でのシティズンシップ(市民性)教育への反対論を展開している論者として、教育哲学者であり、教育政策の研究者でもあるジェームズ・トゥーリーの議論をとりあげ、検討するとともに、2006年製作の映画『不都合な真実』をめぐる裁判例についても検討することによって、シティズンシップ(市民性)教育と道徳教育の限界と留意点を一定程度明らかにした。まず、トゥーリーの基本的立場は、国家による教育のかかわりができるだけでなく、教育の私事化をおしすすめべきだということであることを確認した。トゥーリーによれば、シティズンシップ(市民性)教育は、学校を通じて子どもに強制するのではなく、市場と市民社会の様々なアクターに若者がアクセスするのにかかせればよいのだとされていた。そして、トゥーリーは、イギリスにおけるシティズンシップ

(市民性)教育の必修化を政府に提言したクリック・レポートに対して、左派の立場に偏向していると批判していた。本研究では、トゥーリーの記述はミスリーディングなものであり、クリック・レポートで挙げられている諸価値は、左派の立場からも、右派の立場からも、どちらからも賛同できるものとして提示されていることを明らかにした。そして、シティズンシップ(市民性)教育においては、どこまでが一定程度の社会的合意が得られている事項であり、どこからが論争的な問題となるのかを見極めることが求められると論じた。トゥーリーはまた、シティズンシップ(市民性)教育において論争的な問題を扱う際には、偏向が入り込んでしまうという批判を行っていた。この批判に対しては、クリック・レポートが偏向とインドクトリネーションを避けるため、(論争的な問題について授業で扱う上での)法的枠組、教師の専門性、生徒自身に偏向を見抜く能力を身につけさせること、という(三つに整理できる)対応策を提案していることを指摘し、それぞれを検討した。その上で、クリック・レポートの対応策では必ずしも十分ではない場合があることを映画『不都合な真実』をめぐる裁判例をもとに明らかにした。そして、『不都合な真実』のように教材の中の問題のある部分、論争的な部分の同定に高度な専門的知識が求められる場合には、専門家の手助けが必要になることを明らかにした。

(4) 第三に、現代の民主的社會における政治的徳性である「現代の社會の論争的で公的な問題について関心を持ち、公の場で議論・熟議する能力」について、その内実と求められる教育方法を一定程度明らかにした。まず、現代の民主的社會においては、専門家や政治家のみならず、社會の構成員である多様な市民も含めた形で公的な問題について議論・熟議することが重要であるという考えが、シティズンシップ(市民性)教育や政治哲學の領域でますます広く認められるようになってきていることを論じた。政治哲學者のエイミー・ガットマンとデニス・トンプソンによれば、熟議民主主義の最も重要な特徴は、自らの考えや決定の理由を説明せよという要請であった。この「理由を説明する」ことこそ、熟議民主主義でいうところの「熟議」にあたるものだということを指摘した。続いて、議論・熟議の能力を育成するためには、実際に具体的な問題を取り上げて、議論・熟議を行うことが効果的であることを指摘した上で、英國の小学校の授業で扱われた論争的で公的な問題の例(「公共の場所での喫煙を禁止すべきか?」「この地域にカジノをつくりたいか?」)や、米国の中等学校の授業で扱われた問題の例(「合衆国は銃の規制を強化すべきか?」「地方自治体と州政府による人種や性別に基づくアフーマティブ・アクションは、禁止されるべきか?」)を分析した。

そして、授業で扱われた問題例の多くが現実の社會で問題になっている時事的な問題であり、肯定ないし否定で答えることが可能な明確な問いの形で児童生徒に提示されていること、明確な問いの形で問題を提示することで議論・熟議の焦点を明確化できることを明らかにした。それから、議論・熟議を助けるさまざまなものの中で最も重要なものとして、議論・熟議の基本的ルールについて論じた。議論・熟議の基本的ルールの具体例として、イギリスのシティズンシップ(市民性)教育の手引きで挙げられている議論の基本的ルールの例と、日本の文部科學省の熟議マニュアルで挙げられている熟議の約束ごとを比較検討し、両者が内容的にかなりの程度合致していることを明らかにした。また、議論・熟議の基本的ルールを身につけ、基本的ルールに従うことができるようになることは、議論・熟議の技能を身につけるための最初の重要なステップとして位置づけることができると論じた。さらに、生徒自身に議論・熟議の基本的ルールをつくらせることは、生徒たちに議論・熟議の技能を身につけさせ、民主的社會における議論・熟議と決定についての理解を深めさせ、将来、社會の中で積極的な役割を果たす市民になるように育成する上で、教育的効果があると言える論じた。そして、教室の座席のように生徒たち自身が決定の権限を持ちうるものについて、生徒自身がつくった基本的ルールに沿った議論・熟議を行い、決定を行うことの教育的意義についても言及した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

片山勝茂「教育における正義とケア：その基本的構図」『教育哲学研究』、査読無、105号、2012年、8-14頁。

片山勝茂「学校での市民性教育への反対論の検討：左派の立場への偏向・論争的な問題」『不都合な真実』、『東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室 研究室紀要』、査読無、39号、2014年、11-22頁。

[学会発表](計 1件)

片山勝茂「教育における正義とケア：その基本的構図」教育哲学会、2011年10月15日、上越教育大学。

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

片山 勝茂 (KATAYAMA, Katsushige)  
東京大学・大学院教育学研究科・准教授  
研究者番号：10450008

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：